

○議長（小林哲雄）

引き続き、一般質問を行います。

3 番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○3 番（吉田敏郎）

皆様、改めましてこんにちは。3 番議員、吉田敏郎と申します。

通告どおり、二つの項目に対して質問をいたします。

まず、1 項目めとしまして、「私立幼稚園就園における保護者の経済的負担の軽減を」ということで質問をいたします。

保護者の経済的負担の軽減と幼稚園教育の普及充実に図るため、また私立幼稚園に通園している家族に対し入園料・保育料を減免するための就園奨励費補助を行っています。この制度は、各幼稚園が世帯ごとに入園料・保育料を減免した分について、通園している保護者に交付する制度であります。この補助金は、国が3分の1を、各市町村が3分の2を工面しておりますけれども、開成町においては所得制限割のハードルが少し高いので助成を受けている保護者が少ないように思います。所得制限のハードルを低くし、より多くの保護者が、また全ての保護者が助成を受けられるようにすることが大事ではないのでしょうか。

これから税金を払ってくれる人になるわけでありますから、手厚く補助をし、いつまでも住みたい町と思ってもらうためにも、また開成町に住んでみたいと思ってもらうためにも、町に住んでいる人に平等に助成ができるよう考えるべきだと思います。公立幼稚園があるので、私立幼稚園がないのでということもあるかと思いますが、町外の市・町の私立幼稚園にどうしても行かねばならない事情もございます。開成町の住民で同じ幼稚園に通園をしているのに助成がある、なしというのがあるのは平等性に欠けるのではないかとということで、町の所管を問う以上の質問といたします。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

吉田議員の質問にお答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園に通う園児を持つ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園の就園機会の充実に図ることを目的とした制度であります。町が補助を行った場合、国が町に対して補助金を交付しますが、実態としては、国の補助率を3分の1と定めていますが交付実績は24%程度にとどまっており、町の負担が増えているのが現状です。

町では、公立として開成幼稚園、町外にある私立幼稚園を対象に、それぞれ町内に住所を有する園児の保護者に対して幼稚園就園奨励費補助を行っており、公立幼稚園では保護者全員へ、私立幼稚園は近隣の市町内の幼稚園に周知をし、該当者がいる場合には申請書を提出してもらっています。また、お知らせ版での周知もあわせて行っております。

幼稚園就園奨励費補助金の申請から交付までの手続としましては、公立の開成幼稚園の場合、対象となる保護者は幼稚園の在園証明を添付し必要書類と合わせて申請し、申請書を審査した後、交付対象者には交付決定して就園奨励費を交付しています。一方で、私立幼稚園の場合は、各幼稚園から開成町に住所を置く保護者に書類を渡していただき、支給要件に該当する保護者は幼稚園に調書と必要書類を提出します。その後、幼稚園の該当者分をまとめ、幼稚園として就園奨励費の申請をします。提出された申請に対して審査及び交付決定をし、就園奨励費を当該幼稚園へ交付し、当該幼稚園は交付対象となった保護者へそれぞれ幼稚園保育料の減免措置を講じます。減免された保護者は減免を受けたことの報告書を幼稚園に提出し、幼稚園は、それらの書類とともに実績報告書を提出します。開成町における就園奨励費の過去の実績としましては、公立開成幼稚園は年に1件程度、私立幼稚園では年10件程度の実績となっています。

対象となる世帯の所得制限割のハードルが高いということについてですが、限られた予算の中で少しでも多くの町民に有効に給付するための策として、国の基準より補助対象世帯の収入にかかわる町民税の所得割課税額を低く、つまり対象となる世帯の所得制限を低くしておりますので、実質的には、議員の言われるとおり、国の基準と比べると対象となる世帯の範囲が限定されています。

この幼稚園就園奨励費補助金制度は、都市部の公立幼稚園を設置していない市区町村内で私立幼稚園に通う幼児の保護者をメインの対象としており、公立の幼稚園を運営している開成町では、制度自体のあり方について検討していきたいと考えているところです。今後、ますます子ども・子育てを取り巻く環境の変化や園児獲得への競争が厳しさを増す中、開成町では開成幼稚園の特色を前面に出しながら魅力ある園づくりを進め、開成幼稚園へ就園する子どもたちが1人でも多くなるよう努力していきたいと思っています。その特徴といたしまして、少人数学級指導や預かり保育、3歳児におけるのびのびルーム事業など新たなものを取り入れ、内容のある幼児教育に向け改善を図っているところです。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

ただいま、教育長より答弁をいただきました。教育長の答弁の中に、冒頭、幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園に通う園児を持つ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園の就園機会の充実を図ることを目的とした制度であるとおっしゃいました。まさに、そのとおりだと思います。ならば、開成町としては、公立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園就園の機会の充実を図る目的とした制度を国の基準に合わせるように制度を変えるようにするのが大事であると考えます。

それでは、再質問をいたします。

国からの3分の1の補助率は、実態としては開成町においては24%、4分の1程度にとどまっているという答弁がありました。ということは、町の負担が76%、4分の

3 になって負担が増えているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

実体としましては、今、議員がおっしゃられたとおり、4 分の 3 が町のほうで負担しているような状況でございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3 番（吉田敏郎）

近隣の例えば市のほうにもちょっと問い合わせして聞いたところによりますと、やはり国からの 3 分の 1 の補助率は、実態としては 3 分の 1 ではなくて、実質 7 分の 2 程度、28.5%ということですが、にとどまっております、7 分の 5 を市・町が負担していると聞いております。国の決めた就園補助事業は、全てのお子さんの保護者負担の軽減が目的でありますし、公・私立幼稚園に通う園児の保護者負担が同じになるようにしようということが目的であります。その辺のことに對して答弁がありましたら、お願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

すみません。就園奨励費の関係で、ただいま公立、私立を同じにしようというふうに言われたわけですが、先ほど教育長が申しましたように負担を軽くするという意味でございますので、それは必ずしも同じにしようというものではございません。幼稚園によりまして、私立幼稚園によりまして保育料の金額が違ったりというものもございますので、今、言われましたことにつきましては、必ずしも正しくはないのではないのかなと認識しています。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3 番（吉田敏郎）

今、部長からお答えがありましたけれども、要するに、公・私立幼稚園に通う園児の保護者負担が同じになるようにということで、同じにしろというか、同じになるようにということが目的ということで、国のほうでは、そういうことを言っていることの指示があると思います。

そこで、開成町で現在実施しております就園補助事業の内容がわかりましたら教えてください。お願いします。お聞かせください。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、お答えさせていただきたいと思います。

まず、公立の幼稚園、開成幼稚園についてですけれども、こちらにつきましては、対象となる方につきましては生活保護世帯、あるいは町民税の非課税世帯、町民税の所得割の非課税世帯につきましては対象とさせていただいております。こちらの補助限度額としましては年間2万4,000円というふうな形になってございます。開成幼稚園は月額保育料が5,500円ですので、年間ですと6万6,000円の保育料に対しまして2万4,000円の補助という形になってございます。

すみません。私立のほうにつきましては、こちらは大分細かい内容になってまいりますけれども、こちらの内容については同じような形で階層区分が分かれてございます。こちらにつきましては、まず生活保護世帯がございまして、次の階層としましては町民税の非課税世帯及び町民税の所得割の非課税世帯、三つ目の階層としましては町民税の所得割の課税額が3万4,500円以下の世帯、四つ目の区分としましては町民税の所得割の課税額が18万3,000円以下の世帯ということで、4層に分かれた形で階層としてはなっております。そのほか、第一子目でありますとか第二子目、第三子目というようなことと、あと小学校1、2年生に兄弟がいる場合と、それによりまして補助限度額というのが変わっているような状態でございます。

大まかなところですが、以上のような形になってございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、課長のほうから答弁いただきました。開成町においての現在の就園事業ということで、生活保護世帯の方、それから非課税の世帯の方、それから町民税割の3万4,500円以下の方、それから18万3,000円以下の世帯ということで、それぞれ公・私立の就園の補助金の金額が今、明示されました。それで、開成町の場合には、別枠としまして二とりのことでいろいろ補助をしてくださっているわけですが、小学校1、2年生に兄弟がいる場合と、また、いない場合と。それから、そういうことに対しても補助をする金額を変えて、非常にいろいろやっていることは承知しております。

その中で、今、開成町の町民の中で近隣の市・町の私立幼稚園に就園をしている園児というのは何人ぐらいおられるのか、把握はしておられるでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

正確な数字は非常に難しいのですが、今年の4月1日に開成町に住所を有する6歳児なら6歳児については、全て開成小学校または開成南小学校に就学通知書を出します。それによって、これから就学通知書を持って学校に来たときに、初めて、どこの幼稚園、どこの保育園から来たということがわかるので、今の段階で6歳児、5歳児がどこの幼稚園に行っているかということについては非常にお答えしにくいのです。おおよそはいろいろな形でわかりますが、正確な数字はわかりません。

率で言うと、まず50%が開成幼稚園、残りのうちの約2分の1が酒田保育園、残り、

約 15 園ぐらいになると思いますけれども、1 人ないし 2 人という形になります。ですから、ほかの町外の保育園または幼稚園から開成小学校または開成南小学校に来る子どもは、大体 15 園、保育園、幼稚園ぐらいになります。ですから、今の質問は、4 月 6 日の入学式の日就学通知書の受け付けのときに、はっきりと、どこの幼稚園から来るということがわかります。答えになったかどうか、あれですが。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3 番（吉田敏郎）

私の質問の仕方が悪かったかな。今、教育長が答えていただいたのは、開成町に来る園児のことを言っているわけではないですね。開成町から近隣の市・町の私立幼稚園に行っている子は、まだ、それは把握、要するに、今の段階では 4 月 6 日にならないとわからないという、そういうことでよろしいですか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

正確に、先般、就学時健診をしましたので、そのときに、どこの園に所属しているということを捉えていますので、わかります、それは。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3 番（吉田敏郎）

わかりました。それで、近隣の市・町の私立幼稚園に通園している開成町住民の方の中では、26 年度でございますけれども、大体、これは某私立幼稚園の人数ですけれども、開成町から 14 名がそちらの私立幼稚園に行っていると。そのうちの先ほどの開成町の就園減免制度の中に該当する方が 3 名で、当てはまらない人のほうが 11 名ということで、やはり、そういうときの私立幼稚園に就園する人に対しての補助のそれが、確かに、町民税の 18 万 3,000 円以上払っている人のことだとは思うのですけれども。

例えば、近隣の市・町において、私立幼稚園に行った場合、市・町から開成町と同じようにそういう補助があります。そして、そちらのほうには、例えば、生活保護世帯には、ご存じだと思いますが 30 万 8,000 円、そのときに開成町においては、30 万 8,000 円の対象のところ、生活保護世帯の中では 14 万 1,900 円。それから、町民税の非課税世帯の方に対しては、市・町においては 19 万 9,200 円の補助が出ております。開成町においては、そちらのほうで 10 万 7,600 円。それから、3 万 4,500 円以下の町民税の方に対しては 8 万 1,700 円ですね、開成町。そして、近隣の市・町においては 11 万 5,200 円出ております。それから、18 万 3,000 円以下の場合は、開成町においては 4 万 3,600 円を就園していただいております。それから、近隣の市・町においては、そちらの金額が 6 万 2,200 円出ております。

そして、開成町においては、この 4 段階において就園補助をしているわけですが、近隣の市・町においては、これ以外の、例えば、18 万 3,000 円以上の町民税

を払っている方に対しても、そういう保護者に対しても就園補助をしていると、そういうことがあります。それは、小田原市、それから南足柄市、湯河原町。5町においては、中井町、大井町、松田町、山北町は、この制度すら採用しておりません。ですから、開成町においては、そういうことで採用して先んじてこういうことをやっておりますから非常に評価するところでもありますけれども、やはり近隣の市・町との差が非常にあるということで、その辺、どのようなお感じをしているか、お答え願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

議員、今のご質問の中で3名に就園奨励費をとということをおっしゃられたと思うのですが、先ほど教育長が申しましたように、開成町の実績といたしましては10名の方に就園奨励費を給与しておりますので、先ほど申されました3名というのは、多分、一つの園の人数ではないのかなと想像します。この近隣ですと、南足柄、小田原、あるいは秦野方面で幼稚園にお世話になっている保護者の方がおられますので、それらを合わせると10名ということでご認識をいただければと思います。

先ほど教育長が申しました回答と同じものになってしまうかもしれませんが、この制度自体は、市町村が補助をしたことに対して国からお金が出るよ、だけれども国はお金をくれないよという背景がございます。そうなりますと町の持ち出しが多くなってしまうということで、町の予算が潤沢にありまして、皆様方に、もう十分満足いただけるようなものを給与できればよろしいのですけれども、開成町の状況、あるいは、その他の点も含めました町の子ども・子育てへの支援の状況等を鑑みまして、このような形の中で今現在実施させていただいておるといえるものでございます。

また、この近隣でも就園奨励費を採用していない市町村もございますので、そちらのほうもご報告をさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、部長からお答えをもらいました。確かに、隣の市・町、先ほど私も言いましたけれども、5町の中では開成町以外の町4町はしておりません。そして、今、部長のほうから、やはり財源の問題があるということでお答えをいただきましたけれども、この27年度、2015年より、地方交付税の中に就園に対する補助金が盛り込まれたものが出てくるはずですよ。出てくるということを文科省のほうから聞いております。そうしますと、今まで確かに財源がないということでもありますけれども、地方交付税に盛り込まれてくるということを聞いております。

そうしますと、財源がないからできないということには当てはまらないのかなということと、今までは、そういう奨励費、いろいろ予算が来た場合に、今度、地方交付税に盛り込まれた金額に対しても、文科省のほうで、それをしっかりと調査していくということを私の聞いたところ確認しております。ですから、そういう面においては、そうい

う形でそれなりの予算がおりてきますので、そういうことも踏まえて近隣の市町村に合わせて。今現在やっているところに合わせるような、そういう形で、開成町町民の私立幼稚園に就園する保護者に対して、もう少し考えていただければなということで質問しております。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほどもお話ししましたように、議員の質問の中に、私立幼稚園にどうしても行かなければならない事情のある保護者というふうに理解していると思うのですが、私の先ほどの答弁でも言いましたように、開成町には幼稚園があるのだよ、立派な教育をしている施設があるのだから、町がそこに皆さん方の貴重な税金を投与して幼児教育をしているのだから、ぜひ開成幼稚園で学んでくださいというのが根底にあるのです。ですから、その根底が、「いや、3歳児をやっていないからだ」とか、「預かり保育をやっていないからだ」とか、「ほかの幼稚園のほうが教育内容がいいから私立幼稚園へ行くのだよ」と言われてしまうと、そこはやはり私としては非常に残念なことで、開成はそれに負けない教育をしますから開成町の公金を出している開成幼稚園で学んでくださいというのが基本的なのです。

だから、開成幼稚園がなくて私立だけだった場合には、ほかに行ったら就園奨励費を出してもしょうがないかなと思うのですが、先ほど言いましたように、もう検討の時期に来ていると。開成幼稚園に開成町の幼児は来て勉強してほしいという願いを込めながら、今後、この制度についても検討していこうということなので、今のとちょっとかみ合わないかもわかりませんが。私としては、ほかの私立の幼稚園に行かされている保護者さんに、ぜひ開成幼稚園に在園してほしいということであれば、この就園奨励費というのはなくなるわけで。もちろん、生活保護等になれば開成町でも幼稚園、実1名いるわけですから、そういう形になりますけれども、極力、今、教育委員会としては、そういう形で。

なおかつ、今度、4月から、子ども・子育て支援計画に基づいて機構改革をしながら開成の幼児教育をしっかりしていこうというところですので、ぜひ保護者の皆様にもご理解していただいて、どうしても私立幼稚園に行かなければいけない理由というのを、できるだけハードルを除外して開成幼稚園に来ていただけるような制度を開成幼稚園でもしていきたいと考えていますので、前向きに。もっと補助率を上げろとか、いわゆる4階層分を、もうちょっと18万3,000円を上げろということ自体、若干、今のところ逆行しているかなという考え方を持っております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

私も、今、教育長が言っていることはわかります。決して私も、開成町に公立幼稚園があるのに、そちらに行けとか、そちらの教育がいいからとは言っていない。そうい

うことなくして、開成町の幼稚園以外に近隣の市・町の私立幼稚園に行っている人のための話です。そういうことに対して言っていることであって、決して開成町の教育が悪いとか、向こうの教育がいいからあちらへ行きなさいとか、その人のために就園奨励補助をしてあげてくださいということではないので、その点はちょっと理解をしていただきたいのです。

例えば、南足柄市においても、また、これは先ほどのあれとダブるかもしれませんが、開成町の、ありますね、18万3,000以下の町民税を支払っていただいている保護者の方以外の、それ以外の規定もつくって、今、1万円ほどですけれども就園奨励費を出しております。27年度からは、それを7万5,000円、28年度からは、その倍の15万を、そういうふうな形でこれから就園していくという話も聞いております。

ですから、私の質問の仕方がいつものとおりよくないのかもしれないのですけれども、教育長にそのように声を大にして言われると、ちょっと考えてしまうのですけれども。やはり、開成町に開成幼稚園があり酒田保育園もある。そうですよ、そういうところに、いい教育をしているから、それはもちろんわかっているけれども、近隣の市・町の幼稚園にいろいろ行かなければならないと言うと、また、その人たちの理由というのを明確に私が言えるわけではありませんけれども、そういう人に対しても。同じ幼稚園に行っている、例えば、誰々さんには就園補助費があって誰々さんにはない、それは確かに所得が多いからということになるかもしれませんが、国としては、先ほども言いましたけれども、そういう形でこれから就園奨励補助費のほうを盛り込ませて入れてくるから、それを、ぜひ、そういう形で対応してくれということも言っておりますので、そういうことで言いました。

決して開成町じゃなくてどこかほかへ行けよ、ちょっと言葉は粗いですが、そういうことなくして、そういうふうな隣の市・町の私立幼稚園に行った場合に、もうちょっと考えてほしいよと。そういうことを言っておりますので、教育長も、そんな怖い顔をして言わないで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

吉田さん、質問はいいですか。その前に町長の答弁を優先します。

町長。

○町長（府川裕一）

途中から口を出したくなってしまうような議論を聞いていたので。

まず、幼稚園と保育園の違い、必ず分けてくださいね。ごちゃまぜになっている議論も、時々聞こえていたので。

開成町に公立の幼稚園があるかないかで、近隣と同じという比べ方、よく調査してもらいたいのですけれども、地元で公立の幼稚園があるかないかによって同じではありませんので、これは。開成町に公立の幼稚園がなくて、私立幼稚園の場合だったら、また違う対応をしなくては行けない。開成町には、きちんと公立の幼稚園があります。そういった中で開成町の人が外の私立の幼稚園に通っている、そこを補助金を出してやると



いうのは本来おかしい話だと私は思っています。この制度があること自体がおかしいと私は認識しています。吉田さんが、どう考えるかわかりませんが。

国の制度、一律で吉田さんは言うておられますけれども、開成町に公立幼稚園があるかないか、これが私立幼稚園かどうかなんて、みんな違うのです。近隣全部同じに、近隣がやっているから同じようにと、それは違う話だと私は思います。その辺、勘違いしないでもらいたいと思うのですけれども、開成町にはきちんと公立の幼稚園があります。基本的には、開成町の幼稚園に来てもらいたいのです。でも、外に行く、ほかの幼稚園がいいという町民の皆さんも当然おられます。それは、もっと開成町の幼稚園よりレベルがいいのかもしれません。それは、わかりません。そこに対して、開成幼稚園と同じように補助金を出すのですか。私立幼稚園に行っているにもかかわらず。そうではないでしょう。

そこの認識が合っていることを確認したいのです。議論が、だから、かみ合わない部分というのは、教育長が遠回しに言っているからわからないのかなと思って、私がはっきり今、聞いているわけで。吉田さんが、その辺の認識がきちんとできているのか、反対に聞きたいと思って。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

逆質問ですか。私は、さっきから言っているとおり、今まで近隣の市・町は開成町よりもこういうふうにしているよと、国に合った基準でやってきたよということと、2015年から、先ほど言いましたけれども、私立幼稚園の就園に対する、もし開成町から違う市・町の私立幼稚園に行った場合の就園奨励補助費というものが地方交付税の中に盛り込まれてくるのです、今度。だから、そのことを私は言いました。

今、町長が、公立幼稚園がある、ないによって、その辺は私も理解しているつもりです。全部を理解しているかわかりませんが。例えば、ある市では、ある町ですけれども、公立幼稚園が八つあります。私立幼稚園も一つあるのです。ところが、隣の市・町の私立幼稚園に通っている子もいます。そういう子に対して、国の基準に合った30万8,000円を基本にした金額を就園奨励費として出しているところもあります。

ですから、そういうことで、町長が今、そのように言いましたとおり、ちょっと私の認識も、そう言われると、こういう性格ですので「そうかな」と思うってしまうのですけれども、そうではなくして、私の言いたいのは、私立幼稚園に就園に他の市・町でも行く場合でも、それに対しての補助金というか、地方交付税の中に盛り込まれてくるから、それを考えてやってくださいということなのですけれども。そういうことなのです。それ、入ってきますよ。来るのです。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、地方交付税のお話が出ましたので、私のほうから1点、お話をさせていた

だきます。

地方交付税算定に当たりまして、確かに補正係数と。これは基準財政需要額、必要になるお金を算定するに当たって、私立幼稚園の園児数という項目がございます。これが交付税のマジックなのですけれども、ここにある数字が実態として幾らになって町に入ってくるかというのが、実は、わからないという。全体の中の経費の係数になってしまうので。これは一概に言えませんが、国が大体おっしゃることは、「交付税で見えています」ということでよくご発言をされるのですが、実態とすれば、今、吉田議員がおっしゃるように、これまでの穴を埋めるだけのお金がこれで交付をされてくるということは、正直、期待は薄いと思ってございます。それと制度そのものとは、また少し次元が違うお話ですので、このお金ありきで次元の議論をされるということではなくて、制度上のお話としてさせていただけるとありがたいと思うところでございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

制度上、そうですね。ですから、私が言った私立幼稚園就園補助金というのは、国から地方交付税の中に盛り込まれているのは、例えば、来たときに、私が、さっき調査するよと言って、確かに文科省の方が言っていました。というのは、その盛り込まれた金額、今、財務課長のほうから言われました、金額が定かではないと言いますけれども、そういった地方交付税が来た、それに盛り込まれて入ってきた、それに対して、町として、市として、何か違うものに使うことも可能であるということ。ただ、それを、27年度からは、その辺、どういうものに使ったかということを調査するようにするというのを聞いたので、そのように申しました。

ですから、だんだん私の頭の中がちょっとあれになってきてしまったのですけれども、要するに、開成町に住んでいる方が、確かに、隣の市・町に行ってしまうのは非常に残念だし、開成町に残って、いい教育をし、というのはわかります。でも、そういう方たちに対しても、近隣の市・町のレベルというか、そういう人たちと同じように、そういう市・町と同じように就園奨励補助をしてあげてくださいよということです。

これはちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、例えば、よく開成町、ほかの市・町の傍聴へ行っても、例えば、いろいろなもの、予算を使うとか、ちょっとした給料を上げる場合でも、近隣の市・町のそれを参考にしてする。よく小田原のを参考になさるので、こういうのも小田原のを参考にしたらどうかというのは、ちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、そういうことも考えて、ぜひ検討していただきたい。

先ほど教育長のほうから、この制度に対しても検討していくと。これも、ちょっと、どういう検討をしていくのだろうということは聞いたかったのですけれども、教育長のほうからそういう答えが出ましたので、これから、そういうことを検討して、少しでも私立幼稚園の方に、多くの方に就園奨励補助をしてやってくださいよということなので、検討していただくということはどうでしょうか。今、何か変なこと言った。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

ちょっと吉田議員のあれと違うのですけれども、検討するということは、ですから、なくしていくという方向なので。そういうことです。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

そうか。教育長が検討していくというのは、やらないよという方向に持っていくということですよ。そうですね。わかりました。でも、ぜひ、そういうのを検討していただくと思います。

しつこいし、同僚の議員のほうの体が動いているのがちょっとあれなので、2項目めの質問に行きます。2項目めの質問としまして、「文命中学校のグラウンドの整備を」ということで質問いたします。

文命中学校のグラウンドが平らでなく傾斜をしているということはお存じかと思いますが、雨が降ると表面の土が、私は「川に」と書きましたけれども、これは後から言われると思いますけれども、流れ込み堆積をしております。中学校の体育祭や以前開催しておりました町民体育祭のときから、グラウンドでの綱引きの平等さに欠けることがあると言われております。この土砂の堆積は、文命中学校のおやじの会の方たちがボランティアで土上げの整備をしてくださっております。町予算で開成小学校のグラウンドを整備するというふうにされておりますけれども、文命中学校のグラウンドの整備はどのように考えているのか、質問をいたします。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

吉田議員のご質問にお答えいたします。

グラウンド設計につきましては、雨水の排水をするという観点から適切な勾配がついていることが基本であると認識しています。通常、一般的には0.5%から1%が基準勾配というふうに言われています。排水ができないと、グラウンドに水たまりができてしまうという可能性があるからです。川への砂等の流れ込みにつきましては、側溝への流れ込みと解釈させていただきますけれども、校舎側の舗装部とグラウンドの間に側溝がありまして、その側溝の中に雨水とともに土砂が流れ込んで土砂を受ける構造となっております。土上げについて、時期を見ておやじの会にご協力をいただいているところですが、また、グラウンドの維持管理において側溝の土上げは必ず必要なことでありますので、労力を奉仕していただいておりますことには大変ありがたく感謝しております。

綱引きのときの状況については、学校でも傾斜により多少の影響があるのではないかと考えているところですが、普段のグラウンド利用形態、体育の授業や部活動の利用では、場所によっては土のやわらかさが異なるなど少し支障はありますけれども、使用に

悪影響があるとは認識しておりません。グラウンドで体育授業や部活動を行っているため、グラウンドのコンディションを常に均一にするのは難しい状況ですが、レーキによる整地や砂などの補足材を入れるなどして対応をしています。

開成町の小・中学校には、学校運営等について広く町民の意見をお聞きする場として学校運営協議会があります。文命中学校の学校運営協議会の場においても、特に、文命中学校グラウンドの状態が悪いといった意見も特段出ておりませんし、グラウンド使用については現状のままで支障がないと考えております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、答弁をいただきました。支障がないので特段、そういうことは今、考えていないということなのですけれども、砂などの補足材を表面に、そういうことで補足材で対応しているということの答弁がありました。砂などの補足材は、表面に敷くだけでということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

全く、そのとおりです。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

表面に敷くだけとなりますと、雨が降ったり風で飛ばされます。表面のところの土と補足材をまぜ合わせて固めるというか、そういうことをすると、少しは雨・風に対しての侵食が強くなるのではないかとということで、いろいろなところでそういうことでやっておりますけれども、文命中学校のグラウンドに対して砂や補足材等々をする場合、土とまぜ合わせる行為までするかどうかをお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

かなり中学生、スパイクをはいたりなんかしてやりますので、少し今のグラウンドの土もまざってレーキでやるとまぜた格好になりますけれども、添圧はしていないので、議員おっしゃるように、添圧をすれば多少は長くもつのかなと思いますけれども、今のところはレーキでほぼ平らにしてまぜていくという形の作業しかしておりません。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

現在はしておりませんが、そういうことで少しでもいい方向に向かうようでしたら、そういうことも考えていっていただきたいと思います。

現在、確かに、傾斜について、先ほど教育長から答弁がありましたけれども、支障がないということです。側溝がありますから、南北の傾斜については少しあったほうが雨が降ったときに水が流れるということで、それは理解しますが、東西の傾斜についても、やはり支障がなく、何も考えていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

私も、町民大会のときに片方の綱引きはこちらが有利だというようなことがありましたので、確かに北側のほうが高いのかな、西側のほうが高いのかなと、目測ではありましたけれども。現実には、先日、担当のほうで全部レベルで図らせてもらいました。南北については、ほぼ5ミリ程度の差ですので、全く。いわゆる松田側からテニスコート側に向かっては、非常に勾配はあるところもあります。ただし、フェンス側、いわゆるプール側と校舎側については40センチの勾配がついています。ですから、真ん中が高く、全体的に水は松田側のほうにちょっと流れるのと、大部分は外トイレのほうに向かって勾配がずっとついているということです。ですから、一番真ん中ですと、校舎を出て朝礼台の置いてあるところから見ますと、約20センチ、真ん中が高くなっています。ですから、先ほど言いましたように20メートルで20なので、約1%なので、正常の勾配があの程度と、通常のグラウンドの勾配というふうに認識しております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

私、次の質問で、正確なレベルをはかるなどして調査したらどうでしょうという質問をしようと思ったのですが、教育長のほうから先に、もうそのことを言われたので、それに対しての質問は控えますけれども。

つい先日、3月1日に、あの雨の中、おやじの会の方たちが側溝の土上げを行ってくれました。それは、今、町長が頭を上下しましたから、もう承知しているわけですね。今、町長と言いましたか。すみません、教育長。失礼しました。ですから、その質問も控えます。もう、それでわかりました。

確かに、おやじの会の方たちが年一度、作業等で、あそこの側溝のふたの上まで土がかぶっているということで、やはり、その辺は土砂の量が尋常とは思えないと思うのです。テニスコート側のこちらのトイレの前の側溝のほうは、ほとんど、西側が多くて、東側のほうの側溝はほとんど何も堆積はしていないということです。その辺の傾斜が非常に作用しているのではないかと考えています。

そして、そのときに、これは質問ではありませんけれども、おやじの会の方たちが土砂を運んでいるときに、そのときの使った一輪車がパンクしていたそうです。ですから、そちらもパンクレスにしてくれるとありがたいなということは言っておりましたので、つけ加えさせていただきます。

それから、同じグラウンド内のテニスコートについてお話ししておきたいのですが、

今、テニスコートは、ご存じだと思いますけれども、凹凸が多く、足をとられてラインのテープもすぐに切れてしまう。雨が降ると、砂が流れてしまうほどの傾斜があるところもあります。現在、総合型地域スポーツクラブ、町も推進して26年度から始まっておりますけれども、そちらのソフトテニスへの参加が非常に多くて、小学生、年配の方、それから初めてソフトテニスを経験する方がその場を使うに当たっては、非常に事故が心配だということを担当の方からも聞いております。このことに対して、まず最初に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

今の質問ですけれども、認識として、テニスコートについては部活動でも非常に多くの子どもたちが使っていますので、昨年、町長のほうのお計らいで県のほうに交渉しまして、吉田島総合高校のテニスコートを借用してよろしいということで、部活動に支障がないように吉田島総合高校のテニスコートを使うようになっています。そういう意味では少し部活動もやりやすくなるのかなと思いましたが、今の議員のおっしゃるように、でこぼこが多いとか、けがにちょっと危ない状況があるということについては認識しておりませんで、とんぼをかけて整地してローラーをかけてやっておられるので、そのときはへこんでいても整備してやっているという認識でしたので、また確認をしてみます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

ぜひ、お願いします。

それで、今、教育長のほうからローラーをかけていると言いますけれども、部活動をした場合に、中学校ではローラーは危険だから作業をさせていないですね。と思うのです。機器でやっているということですね。砂の入れ替えとか、今、機器が、たしか。では、添圧をその機器でやっているということで理解してよろしいですね。そうすると、その質問は一つ減りましたね。

私は、要するに、砂の入れ替えと添圧をやるべきではないかということが必要だと思ったので、ぜひ、そのほうは力を入れてやっていただきたいと思います。このテニスコートを少し整備するということは、これから近い将来、やる予定はあるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

今のところ文命中学校については、大規模改修が開成幼稚園の後ですので、その時点では考慮するにしても、今のところの計画には載っておりません。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○ 3 番（吉田敏郎）

そうすると、しばらく時間がかかりそうだとのことですけれども、先ほど言いましたとおり、総合型スポーツクラブが町のほうも非常に推進をしております。その中で、そういうテニスコートを早急に整備をしていただいて、そういう方たちが少しでも多く参加できるように、安全にできるように考えてほしいと思います。その中で、総合型スポーツクラブも、今は補助をしていただいているから、もちろんつつがなくできているということですが、30年度以降においてはそれもなくなり、やはり自前でいろいろそういうものを作っていかなくてははいけませんので、ぜひ、そういうテニスコート等の整備を早目にやっていただいて、少しでもスポーツをやる人、初めてテニスをする人たちが、大勢の方が少しでも長く、たくさんの方が入ってできるような形で。小学校が終わって幼稚園が終わって中学校という、それもわかりますけれども、テニスコートに関しては少し早目にやるよという、そういう考えはいかがでしょう。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

本当に、ここまでは悪いところはすぐにでも直したいですと言いたいのですけれども、先ほど午前中の質問にもありましたように、公共施設の目的というのがありまして、文命中学校は学校教育施設としてつくられたものなので、なかなか、そこを社会体育に準じてというのは。

今、ちょうど曲がり角になっているかなと思います。ですから、開成南小学校につきましては、その視点を持って社会教育施設の部分を併用してつくってきて、しかも、それでもなかなか難しい部分があるのですけれども。文命中学校についても、今、議員がおっしゃるように、やはり生涯スポーツの一つとして総合型スポーツクラブをつくったわけですので、それに利用できるように設備にしていくということは教育施設としても併用施設として当然やらなくてはいけないことですので、それは計画の中できちんとやっていきたいと思います。早急にやるということにはなかなかいかないということをお答えしておきます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○ 3 番（吉田敏郎）

しつこいようですけれども、やるということはわかりましたけれども、なるべく早くやるようお願いしたいと思います。

これはちょっと唐突な質問かもしれませんが、水辺公園のグラウンドのほうにテニスコートをつくるというのはいかがですか。これは、質問が逸脱している。はい、わかりました。

文命中学校のグラウンドに関しては、先ほど教育長のほうから落差、差については非常に細かく説明をいただきましたので、その辺を、レベルの調査もしたということなのですけれども、しっかりとそういうこともしていただいて、少しでも傾斜が緩和される

ように、それはやっていっていただきたいと思います。

それから、テニスコートに関しても、少しでも早い整備をお願いしたいと思います。

ここで1問目のまたあれをしてはいけないので、しませんが、これから少しでも町民の方が使いやすいように、また安全のためにも、何回も同じことを言うようですが、早急にそういう対処をしていただきたいと思います。そういうことをお願いしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員、お座りください。

暫時休憩といたします。再開を15時25分といたします。

午後3時12分